質問回答

2018年11月5日

「インド国ナグプール市ナグ川浄化事業準備調査【有償勘定技術支援】」

(公示日:2018年10月24日/公示番号:180356)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書第2 2.(3)事業概要	公衆衛生施設の建設について、DPR では親水施	公衆トイレに関しては本事業の対象地域と同じナ
	2)公衆衛生施設(公衆トイレ、親	設に関しては 16 箇所にて実施する旨記載があり	グプール市の北区及び中央区となります。トイレ
	水施設等)の建設(p.13)	ますが、公衆トイレについては事業費以外の情報	の数に関しては現時点では公衆トイレ 18 件(計
		がありません。対象地域や施設数のおおよその	81 基)を想定しています。Compliance Note(通
		目安があればご教示下さい。	番号 9 回答ご参照) にも記載がありますので必要
			に応じご確認ください。
2	同 6(4)環境社会配慮 簡	DPR p264 には、"Social assessment clearly	実施機関によれば、現時点では住民移転を想定
	易住民移転	defines that no issue in fresh land acquisition	しておりませんが、用地取得に関しては建設予定
	計画案の作成"(p.21)	and livelihood loss is foreseen in the project. "	地の約 60%は実施機関が所有する一方、残り
		と明記されており、用地取得や住民移転に係る作	40%の用地取得手続きが必要であり、現在実施
		業や調査用の傭人、再委託等を想定すると費用	機関が手続きを進めております。他方、JICA 環
		の浪費に繋がる恐れがあります。つきましては、	境社会配慮ガイドラインとの関係で用地取得や住
		少なくとも現時点では用地取得や住民移転は発	民移転等にかかる追加調査・対応が必要である
		生しないことを前提としてよろしいでしょうか。	ことが調査にて判明した場合、調査内容および契
			約に関し、ご相談させていただきます。再委託費
			用については、現状を踏まえて可能な範囲で別
			見積で計上〈ださい。
3	業務指示書第3 2.(2)業務従事	(オ)組織強化・住民啓発/経済分析の担当者につ	ご理解の通りです。
	者の構成(p.30)	いて、経済分析は「財務分析」を含むものと理解	
		してよろしいでしょうか?	

4	同 3. 現地調査における便宜供	プロジェクト事務所の便宜供与に係る記載があり	プロジェクト事務所に関しては実施機関にて供与
	与(p.30)	ません。カウンターパートによる供与は得られな	予定です。
		い前提として、一般業務費見積もりに事務所賃料	
		を含む金額をご提示させて頂いてもよろしいでし	
		ょうか。	
5	同 1. 業務工程(p.30)	2019 年 4 月末の DFR 提出後、現地業務期間が	主には JICA 審査ミッション中、もしくはミッション
		1か月と設定されています。この期間でDFRの現	前後に発生する調整等を含めたサポートを想定
		地説明以外に想定されている現地業務(ex.JICA	しています。
		審査ミッションのサポート等) があればご教示下さ	
		ll.	
6	同 5 . 現地再委託(p.31)	再委託調査には「(イ)地盤調査」「(ウ)地形測	ご理解の通りです。
		量」に加え「(エ)測量・地質調査」が設定されてい	
		ます。「(イ)地盤調査」「(ウ)地形測量」は処理場/	
		ポンプ場予定地での調査、「(エ)測量・地質調	
		査」は、管路敷設ルートでの調査との理解でよる	
		しいでしょうか。認識が貴機構の想定と異なる場	
		合、それぞれの調査の概要を御教示ください。	
7	同 5 . 現地再委託(p.31)	貴機構より配布された DPR は、測量・土質調査	別見積でお願いいたします。
		のレポート、図面、環境・社会配慮に関する報告	
		書が含まれておらず、どの程度の追加再委託調	
		査が必要であるのか判断することが困難です。公	
		平な競争のためにも、再委託費については別見	
		積もり、もしくは、定額見積もりにてお願いいたし	
		ます。	
8	同 5 . 現地再委託(p.31)	"DPR 記載の施設位置、管路ルートは調査開始	追加契約は想定しておりませんが、ルート等の変
		後に変更が発生する場合がございます。その際	更が発生した場合は対応をご相談させていただ
		には追加契約にて対応させて頂くという理解でよ	きます。再委託については可能な範囲での内容
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		ろしかったでしょうか。	について別見積で計上ください。
		また、再委託調査数量について業務指示書内で	·
		は特に記載がありませんが、各調査数量のおお	
		よその目安があればご教示下さい。"	
9	同 6. 貸与及び配布資料	Detailed Project Report について、図面、数量計	Detailed Project Report の一部であるデザイン
	Detailed Project Report	算書、EIA、LARAP、測量、土質調査などの付属	(Volume3)および水質調査(Volume5)報告書、
		資料があれば、ご提供ください。また、配布された	並びに、Compliance Note を提供いたします。
		2016 年 1 月版 DPR 以降に修正された内容につ	図面等については契約後に提供させていただき
		いても可能であれば情報をご提供ください。	ます(通番号 16 もご参照)。
10	業務指示書第2 調査の目的・	業務指示書第2 5.(3)及び6.11(1),1)よ	質問(1)DPR で実施された地質·測量調査結果
	内容に関する事項	IJ、	の妥当性を確認のうえ、必要あれば、不足分の
	5. 実施方針及び留意事項	「地質・測量等を含めた必要な調査を行ったう	み本調査で追加的に実施してください。
	(3)詳細プロジェクト報告書およ	えで概略設計を行う」とある。	
	びマスタープランの参照(P15)	一方で、	質問(2)通番号7及び9の回答をご確認くだ
		業務指示書第3,5.より、現地再委託について	さい。
	同 6.業務の内容	「基本的には実施機関の DPR から不足してい	
	Ⅱ.フィージビリティ・スタディ	る部分を対象とすることを想定」とある。	質問(3)現時点では業務指示書のスケジュー
	(1)施設の概略設計(P16)		ルに沿って、工夫のうえ、ご提案願います。な
		質問(1) 本調査を独立して実施(概略設計)	お、調査開始後は状況等に沿って、多少のスケ
	業務指示書第3 業務実施上の	するため、新たに地質・測量調査する必要があ	ジュールの変更の可能性はあります。
	条件	るのか、DPR で実施された地質・測量調査に基	
	5. 現地再委託(P31)	づき概略設計を行い不足分のみ本調査で追加	
		的に実施するのかご教示ください。	
		質問(2) 質問(1)に関連し、現時点におい	
		て DPR の地質・測量が不足していると判断でき	
		る資料が貴機構の指示書および配布資料に含	

まれていないため、再委託業務について別見積 りとして頂けないでしょうか。加えて、DPRで 実施された地質・測量調査の不足の有無が確認 できる成果図書について、本調査開始時又は事 前レビュー時までに受注者側に提供されるの かご教示ください。

質問(3)インド国における再委託業務の発注 経験から、測量や地質調査などは業者選定・契 約から成果品の受領まで発注規模が小さい場 合でも3ヶ月程度必要になると見込まれます。 このため、現地調査を12月末頃に開始し、速 やかに契約できたとしても翌年 3 月末に調査 結果の受領となり、その後に施設設計に 1 ヶ 月、積算に1ヶ月、経済分析に1ヶ月と順立て て実施すると DPR は 6 月末頃になります。特に 本調査を独立して行うよう指示がありますの で、4月末に経済分析の結果を含めた DFR を作 成・提出することは困難と思慮します。従いま して、DFR の提出を実施可能な時期に変更し、 DFR から FR までの期間を短縮することは可能 でしょうか。

同 6.業務の内容 11

認·分析

「2016 年 4 月に同年 1 月作成の DPR を一部再 | 通番号 9 の回答をご確認〈ださい。 Volume IV の ョン・レポート等の作成時には2016年4月版 | に提供できるように実施機関に依頼中です。 (1)プロジェクトの基本スコープ もあわせて確認し、調査計画等検討すること。」

.対象地域における下水道セク|検討・修正しているが、本業務の契約開始時ま|Drawings について現時点では実施機関より提供 ターの基礎情報および現状確│でに JICA がこれを入手するので、インセプシ│されておりませんが、契約後の事前レビューまで

	T		
	等の再確認(P16)	との記載に関して、	
		DPR は Volume I ~ V の 5 分冊からなります。基	
		本スコープのうち下水・汚泥処理方式や管渠計	
		画などに関して事前レビューを実施するには	
		Volume III O Design, Volume IV O Drawings	
		等が必要になると考えられますが、これらも同	
		時期に提供されると理解して宜しいでしょう	
		か。調査工程に大きく影響するのでご教示くだ	
		さい。	
12	業務指示書第2 調査の目的・	水質調査の目的は、" 妥当性を検証するため "	水質調査の目的はご理解の通りです。
	内容に関する事項	とあるが、これは既存データが品質的に信用で	サンプリングできる期間についてもご理解の
	6.業務の内容	きるかどうかの評価であって、現在の水質状況	通りです。
	I.対象地域における下水道セクタ	を把握するためではないという理解で宜しい	
	ーの基礎情報および現状確認・	でしょうか。	
	分析	加えて、貴機構指示書によるとIT/R(2019	
	(5) 水質調査(P17)	年2月下旬)にて妥当性や自然環境の概況を記	
		載とあります。したがって水質調査は、現地調	
		査開始から約2ヶ月までに完了し結果を示す	
		事になります。水質調査は所定の認証を得てい	
		る現地機関に依頼するため、業者選定の手続き	
		や契約期間を考慮すると、サンプリングできる	
		期間は非常に限られますが、その理解で宜しい	
		でしょうか。	
13	同 6対象地域における下水	「川辺の固形廃棄物、特にマイクロプラスチッ	 廃棄物管理は本事業の中心ではないため、廃棄
	道セクターの基礎情報および現	クのゴミ問題等による河川の汚染についても	
	状確認・分析	確認のうえ、必要に応じ、対策を検討する。」	て具体的な対策方法を提案いただくことまでは想
	(13) ゴミ等による河川汚染へ	との記載に関して、	定しておりません。川辺の固形廃棄物、特にマイ
	(10) 1131000011111378		ACCUSATION OF THE COLUMN TWO COLU

	の影響(P18)		クロプラスチックのゴミ問題等の現況を現場視察
		棄物管理は複雑かつ深刻な問題と理解してお	や実施機関等へのヒアリングを通じて把握し、実
		り、通常、その解決のために別途 1 案件の形成	施機関等にて検討・計画している対策等も把握し
		が必要と理解しております。 廃棄物管理ではな	たうえで、本事業で取り込めるような工夫、ナグプ
		く下水道・衛生分野の専門家を主として構成さ	ール市が実施する廃棄物管理との関係で調整が
		れたチームが、「必要に応じて」廃棄物管理に	必要な事項等があれば、実施機関や JICA と相
		関する対策を検討することは難しいと考えて	談のうえ、提案して〈ださい。
		おります。固形物廃棄について貴機構のほうで	
		どのような調査を想定されているのか、必要と	
		判断された場合、廃棄物管理を専門とする団員	
		を新たに追加することができるのかについて	
		教示ください。	
14	同 6.	.フィージビリティスタディの中で親水施設	想定している親水施設には DPR (Main Report)
	.フィージビリティスタディ(F/S)	の概略設計をすることになっています。	の Chapter10 の情報に基づいて、計画等をご検
	(1) 施設概要設計	親水施設とはどのような施設を想定している	討ください。詳細については調査にて確認いただ
	(カ)公衆トイレ・親水施設	のでしょうか。親水施設は多種多様ですが DPR	くことを想定しております。
	(P19)	に具体的に示されておらず、その内容・規模に	
		よっては調査工程・必要人工に大きく影響する	
		のでご教示ください。	
15	同 6フィージビリティスタディ	質問(1) 調査期間上の制約から、既存資料収集	質問(1)再委託については必要性がある場合は
	(F/S)	に基づいて環境社会の状況を確認しますが、も	契約後、ご相談願います。見積もりに関しては
	(4)環境社会配慮(P21)	し調査を進める上で実測調査(水質、生態系等)	別見積でお願いします。
		が必要と判断される場合は、再委託として実施	
		することは可能でしょうか?その場合、現時点	質問(2)ご理解の通りです。
		で、調査期間、調査項目、数量を決めることは	
		困難であるため、別見積りにして頂けないでし	質問(3)相手国側負担となります。
		ょうか。	
	I .		

質問(2) 本準備調査で求められるものは、JICA 契約後、ご相談願います。見積もりに関しては 環境社会配慮ガイドラインに沿ったアウトプト別見積でお願いします。 ットであり、事業化に伴う審査業務等に必要な 環境許認可取得は含まれないという理解でよ | 質問(5)ご理解の通りです。 ろしいでしょうか。

質問(3) ステークホルダー協議の開催に必要 な会場設営費等は、相手国側、JICA 調査チー ムのどちらが負担することになるでしょうか。

質問(4) 住民移転計画に必要な調査のうち、社 会経済調査は再委託で実施可とありますが、こ れに再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調 査、ステークホルダー調査を含めることは可能 でしょうか。また、現時点で、調査規模、数量 を決めることは困難であるため別見積りにし て頂けないでしょうか。

質問(5) 本調査により移転規模が大規模にな ることが判明した場合は、カテゴリーの変更を 踏まえた上で、調査数量の増、工期の延長を貴 機構と協議し決定するという理解で正しいで しょうか。

質問(6) 相手国により既に用地取得・住民移転 が実施されていた場合、「その過程での住民協

質問(4)再委託については必要性がある場合は

質問(6)ご理解の通りです。

		議方法や補償水準について確認の上、環境社会	
		配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消	
		策を提案する」とありますが、既に終了し移転	
		した影響者に対して、追加の補償等を相手国に	
		提案し、同意を得ることを目的とするという理	
		解で正しいでしょうか。	
16	同 7. 成果品等	「 インド国における援助要請は、(中略)協	CAD 形式での図面については、契約後の事前レ
	(1)調査業務の各段階において	力準備調査の結果、事業のスコープ・コスト等	ビューまでに提供できる予定です。
	作成·提出する報告書等(P28)	が大幅に変更された場合、新しく DPR を作成・	
		提出する必要が生じることがある。その場合、	
		DFR/FR をもとに、DPR の作成支援を行う。(主	
		語が JICA Survey Team から実施機関名になる	
		等、形式的な修正が主であり、内容は基本的に	
		同様である。)」との記述に関して、	
		本調査を独立して行う場合、スコープやコスト	
		だけでなく処理場・ポンプ場・下水管の配置や	
		規模などが変更になることも考えられます。 こ	
		れによって DPR Volume IV (図面)等の修正も	
		必要になると思慮しますが、DPR によると対象	
		となる下水管(面整備含む)の総延長が約	
		1400km もあることから、本調査期間内に配管	
		図を新たに作成することは困難と考えます。 つ	
		きましては、DPR で作成された図面を CAD 形式	
		で受領し、それを元に本調査で図面修正ができ	
		ると理解して宜しいでしょうか。DPR 図面の活	
		用の可否により調査期間と経費見積りに大き	
		く影響しますのでご教示ください。	

17	第3 業務実施上の条件	DFR と FR の間に 4 ヶ月の期間があり、1 か月の	通番号 5 の回答をご確認ください。
	1.業務工程(P30)	現地調査まで含まれております。この期間は全	
		体工程に比して長いように見えますが、具体的	
		にはどういう作業を想定していますでしょう	
		か?作業内容によっては要員計画に大きく影	
		響するためご教示ください。	
18	同 5. 現地再委託	「(イ)地盤調査、(ウ)地形測量、(エ)測量・地	通番号6の回答をご確認ください。
	(1)自然条件調査(P31)	質調査」	
		(イ)(ウ)と(エ)は同一の調査と考えて宜	
		しいでしょうか。	